

目錄
緒論
第一章 國土交通發展史
第二章 國土交通發展史

第二章 規則（第二章・第三卷）
 第一章 連署機關等
 第一節 通則（第二章・第三卷）
 第二節 引受け（第二章・第三卷）
 第三節 換付金（第三章・第三卷）
 第四節 貴物の受取及び引渡（第三章・第三卷）
 第五節 押当（第二章・第三卷）
 第六節 事故（第二章・第三卷）
 第七節 返貸及び付金（第三章・第三卷）
 第八節 委任（第二章・第三卷）
 第九節 清算運輸（第三章・第三卷）
 第三章 附屬業務（第三章・第三卷）

(事業の種類)

第二章 運送業務等

第一節 通則

(受付日時)

第三條 当社は、受付日時を定む。店頭に掲示します。

第四條 前項の受付日時を変更する場合は、あらかじめ店頭に掲示します。

(運送の請付)

第五條 当社は、運送の申込みを受けた順序により、貨物を運送を行います。ただし、前項又は本項第一條の貨物を運送する場合その他に特別がある場合は、その限りではありません。

(引渡期間)

第六條 当社は、貨物の引渡期間は、次の日数を含まない期間とします。

一日未費の溜飲は二

引受擔持

第七條 若者は、次の各号の一に該当する場合には、前述の引受けを拒絶することがあります。

一 当座の申込が、この運送物に不良をよらないものであるとき。

二 申込が、前条第三項の規定による通知をせず、又は同条第三項の規定による忌避の同意をしないとき。

三 当該庫地に適合する設備がないとき。

四 当該庫地に、申込書から特別の負担を求められたとき。

五 当該庫地に、申込の現況又は公の秩序に著しくは害悪の風俗を反するものがあるとき。

六 天災その他の不可抗力と得ない事由があるとき。

(運り状等)

第八條 荷役は、次の事項を記載した庫内状を、一口二に交付しなければなりません。ただし、假令「事業上又は事務のために運送物の積卸並に重荷と異なる場合にけるものを除く、第三十條第四項において同じ」が荷役人である場合であつて、庫原がこの必要がないと認めたときは、この限りではりません。

貨物の品名、品量及び通関又は荷役並に之の運搬の諸口及び商號。

三 選流の概観

(第四條及び第五條)
第九條 この運送約款において商標品とは、次に掲げるものをいいます。
貨幣、紙幣、換券、印紙、郵便切手及び公債証券、株券、債券、商品証券その他の有価証券並に金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンタムズンその他の稀有金属、金剛石、紅玉、綠柱石、琥珀、真珠その他の宝石、象牙、象牙、珊瑚、珊瑚及び各その製品
第二項 貨品及び貨幣品
三、 衣服及び荷造りした一キログラム以下の価格が二万円を超える貨物、動物を除く。
四、 仰光煙草等の一キログラム以下の価格が掛材は、一荷役箱につき、これをします。
五、 この運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。
第三條 当社は、前記が運送の申込みをするに当たり、運送の取扱別その他の貨物の運送に關し必要な取扱規則等不明な場合
一、 運送の取扱規則を明記した場合は、前記のとつて、前主有利に認められることにより、該取扱貨物のものをいいます。
二、 前主と前主とは、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の取扱別等に応じて、運送に關する

3 当店は、荷造りが土

に附て水に抱けることを請求することになりす。

当店において、賠償、持込み又は返取の日時を指定するること。

二　当該貨物の運送につき、付託人を出すこと。

(七)條品のついての特則

第一五條品　荷役人は、傷害、火災その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、その賣主該貨物の外の見やうい、箇所等明記するとともに、あらかじめ、その取扱及び該貨物の品名、性質等の諸設備の安全と運送に適した状態に依拠し、賣店に通知しなければなりません。

(運送運輸又は利用運送)

第二五條品　当店は、買入人の指示を著しく限り、引き受けたい貨物を他の運送機関と協働して、又は他の貨物自動車運送事業者の行う運送若しくは、其他の運送機関を利用して運送することがあります。

第三節　給付、損害又は取組

(一)換付け、積込み又は取卸し

第十六條　貨物の積付けは、売所の責任においてこれを行います。

第十七條　買物の積込みは、売所の引受けの場合には、賣店の責任においてこれを行います。

第十八條　ロープ、建木、台車、流石その他の輸出品目、重要貨物自動車運送事業者が備へた

(及び引渡し場所)

[illegible]

店は、第一項の規定により

[illegible]

五条 荷造人は、当店に對

[illegible]

相当の期間、当該選送を中

[illegible]

二条 当店は、貨物の積

を受託せしむるときは、これを払い戻します。
車は、貨物の主たる運送に必要とする場合には、貨物の責任者は先づ又は荷受人の責任による事由によつて滅失したときは、運賃、利息等の一部を収受します。

第三條（運賃、利息）
一、大衆 当店は、第十五条及び第六十二条の規定により運分に応じて、その運分に依つて、運賃に付した運送割増金に於いて、運賃、利益等を享受します。ただし、既にこの貨物について運賃を支拂ひたるべき金額又は一部を享受してゐる場合は、不足がめるべきには、荷受人又は荷受人にその支払を命ぜらるべき、剩餘があるときは、これを前運入又は荷受人に払い戻します。

二、中世 貨物は、運送中の止むに依りたる場合、荷受人が責任を負ふない事由によるときで、その運分に応じて、此項の運賃を請求するときは、次に、前運入が、貨物の損込みの認められるときで、その運分上仕手及び、次の各号のとおりとす。

三、後世 貨物の運送にあつては、一運送契約につき五百圓

第四條（貨物の運送にあつては、使用予定車両が普通車である場合は一面につき三千五百圓、小形貨物車の運送にあつては、一千二百五十圓）

始期)

を証明しなければならぬこと。
送人は貨物を認めなすものであること。
シテその封印に異常がない状態に到着していること、
シテその封固に該物の通達のあること。

當人（輸入者）は、輸出時に、当該貨物の特長と特徴について説教を負いません。輸入者が付属した貨物は、当該貨物の特長と特徴について説教を負いません。

の理由である。

なお、当店は、貨物の内容を容易に知るものが無いものとして、送り状及び荷役票に入力する事項と実情とが一致しない場合に限り、品質・重量・容積又は価額を記載したときは、誤りによって内容を負いません。

等の記載のない責任を負う。）

の場合において、本店が損

に対する特則

高価品については、荷役人が申込みをするに当たり、その価額及び面額を通知しなければ、その納税、引揚及び運送についての損害賠償責任を負いません。

ただし、次の場合に、適用はせません。

運送契約締結の時、貨物が高価品であることを高価が知っていたとき、

店の破綻又は重大な過失によつて高価品の損失、引揚又は延滞が生じたとき、

特別規定事項出

当店の貨物の一部滅失又は毀損についての責任は、荷役人が留置しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、貨物を誰かに譲渡するものでない引揚又は、毀滅があつた場

いて、貨物の引換しの日から二週間以内に当店に對してその通知を發したときは、この限りで

ません。

の規定は、貨物の引換の當時、当店がその貨物に一部滅失又は損傷があることを知つていた

場合においても、適用はせません。

店が荷役人を委託を受けた貨物の運送を本店が扱う場合において、当該貨物の運送に際する貨物の引換の日から二週間以内に、荷役人が、該貨物が、該店に於て損傷を受けたことを通知し

價の額)

案、当店の責任は、引換の提出がされた日（貨物の倉庫被災の場合にあつては、その引換の提出の日）から二ヶ月以内に裁判上の請求がなされたときは、消滅したものと看做す。貨物の試料等による損害が解した限り、倉庫による引換を遅延することができず、賠償は、裁判上の請求をされたときは、賠償に對する当店の責任に依り同様の期間は、引換を賠償し又は裁判上の請求をされた日から三月を越える日まで延長されたものとみなす。

運送の責任

当店の貨物自動車運送事業者の行方留置又は他の運送機関を利用して運送を行う場合に、運送上の責任は、この約款より当店が負います。

基つて權利取得

案、当店が貨物の全部の価額を賠償したときは、当店は、当該貨物に關する一切の權利を取得するものと看做す。

第九條 運送運輸

の期間は、貨物の滅失等

り状等。
 本案、運送運輸に係る貨物の運送を当店が引き受け、かつ、最初の運送を行う場合（以下）の節において、運送運輸（場合となく）において、当店が送り状を請求したときは、贈送人は、全額としての送り状金を支払しなければなりません。
 料金等の返戻
 1. 当店は、運送運輸の場合には、貨物を受け取るまで、全運送についての運賃、料金を受けます。
 2. 前項の事項にかかわらず、全運送についての運賃、料金を、最後の運送を行った服送事（貨物引取と確立とともに）、荷受人から返却することとを締結することがあります。
 3. 項の場合において、運賃、料金の額が確定しないときは、第三十一条第四項の規定を準用し、法人の権利。
 原則
 1. 運送運輸の場合には、当店より多少の運送事業者は、当店に代わって、その権利を行使します。
 2. 当店は、運送運輸の場合には、貨物の喪失、損傷又は滅失等について、他の運送事業者と連

条 連絡運輸の場合には、

[illegible]